

1 次期子どもプラン策定の背景

すべての子どもと子育て家庭への支援などを体系的・総合的に推進するため、（次期）子どもプランを策定する。

2 現行子どもプランの概要

計画の位置づけと期間

次の4つの計画を一体的に策定し、「千葉市新基本計画」を上位計画とする個別部門計画とする。

- 「子ども・子育て支援法」に基づく**市町村子ども・子育て支援事業計画（策定義務）**（主に小学校就学前の子育て世帯が対象）
- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく**子ども・若者健全育成及び支援についての計画（策定努力義務）**（概ね39歳までの子ども・若者が対象）
- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく**ひとり親家庭自立支援計画（策定任意）**（母子・父子等ひとり親世帯等が対象）
- 子どもの参画推進計画（策定任意）**（概ね小・中・高校生が対象）

計画期間：平成27年度から平成31年度までの5年間

基本理念

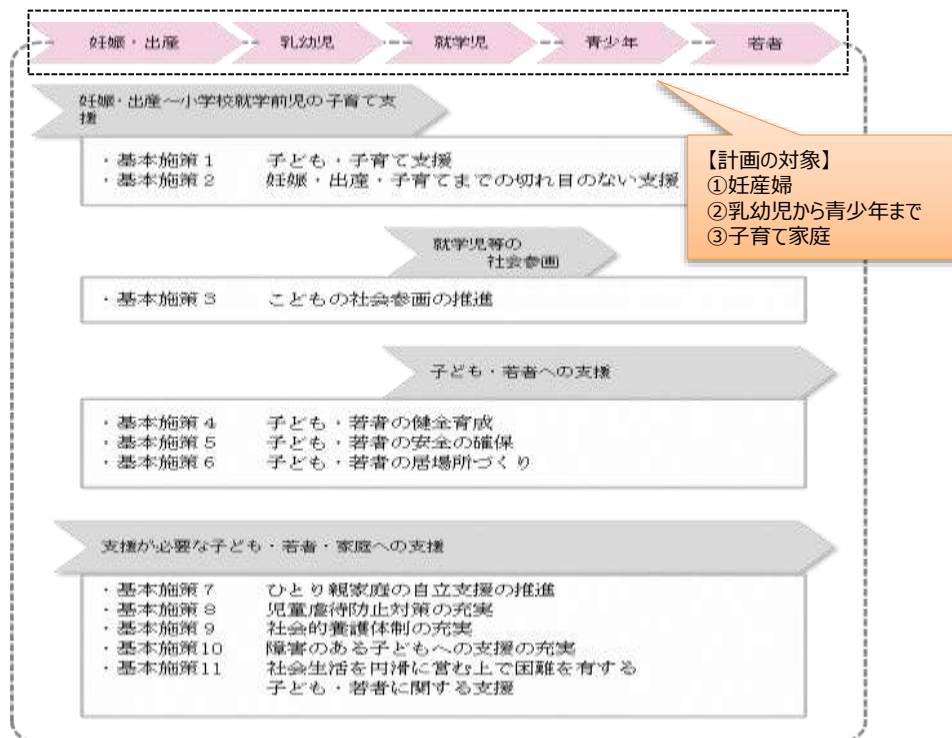
子どもを産み育てたい、子どもがここで育ちたいと思うまち「ちば」の実現

計画策定の視点

- ①保護者の喜びや生きがいをもたらし、親としての成長を支える
- ②子どもの参画によるまちづくりの推進
- ③子ども・若者の健やかな成長の支援と子ども・若者を支える環境づくり
- ④支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

施策体系

基本理念、計画策定の視点を踏まえ、妊娠・出産から子どもが成長するまでの段階に応じて必要な支援を推進するため、11の基本施策に取り組む。



3 次期子どもプラン策定の方向性

【現行プラン】

【次期プラン】



・今年度末で現行プラン策定から5年を経過するため、現行プランの評価や法改正等を踏まえ、新たな課題に対応する必要がある。

・一方で、少子化、待機児童、児童虐待やひきこもり等の子どもを取り巻く様々な問題は依然として喫緊の課題であり、現行プランからの継続した対応が必要である。

・また、現行プランと次期プランとを比較し、事業の進捗状況・効果を検証する視点から、現行プランからの継続性を考慮する。

引き続きすべての子どもと子育て家庭等への支援を総合的に推進するため、現行プランをベースに次期プランを策定する。

4 策定フロー及びスケジュール

（１）現行プランの平成27～30年度の進捗状況

（２）アンケート調査

- ・子ども・子育て支援ニーズ調査
→幼稚園、保育所、その他子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び今後の利用希望
- ・ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート調査
→ひとり親家庭の生活の実情や子育てと仕事の両立の状況など

（３）統計データの分析

- ・少子化の傾向
- ・家族や地域の状況
- ・子どもの状況と子育ての実態
- ・子育てサービスの提供と利用の動向

（４）国の指針・法改正等

- ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正
- ・子供・若者育成支援推進大綱の改正
- ・母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の改正
- ・近年の児童福祉法等の改正

（５）審議会等での意見聴取

- ①千葉市子ども・子育て会議
- ②千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- ③千葉市青少年問題協議会

令和元年
11月

令和元年
12月

令和2年
3月

（仮称）次期子どもプラン 策定方針（骨子案）

意見聴取

（仮称）次期子どもプラン 案

パブリックコメント

意見聴取

（仮称）次期子どもプラン

社会福祉審議会3回 子ども・子育て会議5回

現行プランの進捗状況・統計データ・国の法改正等

○現行プランの進捗状況（[参考資料①](#) 参照）

各種事業を着実に推進してきたことにより、新規・拡充事業の82%が、概ね計画どおりに実施。

📌 目標数値に達しなかった事業、未実施となった事業等については、課題を整理し次期プランに位置づけます。
また、現行プランの期間中に新たに取り組んでいる事業、改善を要する事業等を整理し、反映させます。

○統計データの整理（[参考資料①](#) 参照）

・少子化の進行 ・人口の将来推計 ・児童数の推移 ・合計特殊出生率の推移 ・核家族化の進行 ・女性の就業率の上昇 ・子育てに対する不安や負担 ・子育てのニーズ 等 📌 これらの統計データから現状を分析し、次期プランへ活かします。

○次期プランの検討にあたり、下記の国の指針・法改正等（①～④）の内容の把握（[参考資料②](#) 参照）

①子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

- ・幼児教育・保育の無償化の実施のための改正 ・新・放課後子ども総合プランの策定に伴う改正
- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応 ・支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握
- ・子ども家庭総合支援拠点の整備 ・児童相談所の人員体制の強化、専門性の向上 ・一時保護所の体制の充実 等

②子供・若者育成支援推進大綱の改正

- ・困難を有する子ども・若者やその家族の支援 ・子ども・若者支援地域協議会の活動の充実
- ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等

③母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の改正

- ・親の学び直しの支援等の就業支援策の実施 ・養育費の確保についての支援体制の整備促進 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度の積極的な情報提供 ・関係職員に対する研修の実施 等

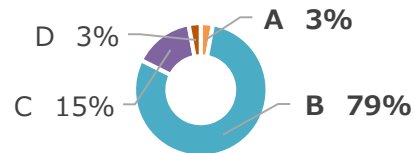
④近年の児童福祉法等の改正

- ・平成28年児童福祉法の一部改正
- ・新しい社会的養育ビジョンの策定
- ・平成29年児童福祉福祉法及び児童虐待防止等に関する法律の一部改正
- ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定 ← 平成30年3月東京都目黒区の児童虐待事案
- ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）の決定
- ・「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の決定＞ ← 平成31年1月千葉県野田市の児童虐待事案
- ・令和元年児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正

📌 以上の改正内容を踏まえ、各種事業の拡充などを検討し、次期プランに位置付けます。

現行プランの進捗状況

（新規・拡充事業）（平成30年度）



A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）

B：概ね計画どおり実施した

C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）

D：未実施（休止・中止等）

子ども・子育て支援ニーズ調査・ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート調査（[参考資料①](#) 参照）

○子ども・子育て支援ニーズ調査のアンケートのポイント

＜保護者の就労状況＞

前回調査（平成25年10月、44.2%）と比較
すると、保護者の就労率が11.6%上昇（55.8%）

実施期間：平成30年12月12日（水）～平成31年1月18日（金）
調査対象：小学校就学前児童、小学生
回収率（小学校就学前児童）：56.94%（配布数9,250、回収5,267）
回収率（小学生）：55.50%（配布数9,370、回収5,200）

＜幼稚園・保育園等の利用希望＞

保護者の就労状況にかかわらず、多様なニーズがみられる。

＜希望する子育てに関する情報提供、相談・支援＞

「地域子育て支援サービスの内容」が最も多く、次いで「幼稚園・保育園施設等への入園・入所等」、
「子どもの心身の健康や発達」、「子育ての方法」となった。

＜放課後の過ごし方＞

前回調査と比較すると、低学年では「放課後児童クラブ（子どもルーム）」の利用希望割合が約11%増加。

○ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート調査のポイント

＜生活の悩み＞

子どもは小・中・高校生が多く、「経済的に苦しい」
「子どもの教育のこと」「仕事と子育ての両立が難しい」という悩みが上位に挙がっている。

＜保護者の就業状況＞

保護者の就業状況としては、「正社員、正規職員」「パート、アルバイト」がともに3割を超えているが、健康状態が悪く働けない保護者もみられる。

＜ひとり親家庭への支援策について＞

小・中・高校生の子どもの多いため、「学習支援」、経済的には「住宅面での支援」が優先的に取り組むべき項目として挙がっている。

実施期間：令和元年8月1日（木）～令和元年8月30日（金）
調査対象：市内に住む児童扶養手当の受給資格を持つ全世帯
回収率：46.30%（配布数6,892世帯、回収3,191枚）

策 定 方 針

○計画の基本的な骨組みである『計画の位置づけ』、『計画の対象』、『基本理念』、『計画策定の視点』は変更せず、引き続きすべての子どもと子育て家庭等への支援を総合的に推進します。

○現行プランの進捗状況、国の動向、アンケート調査結果等を踏まえ、
施策体系の取組内容を一部変更した上で各種事業の拡充などを位置づけ、新たな課題に対応します。

次期プランの**施策体系（案）**及び**主な取組事業（案）**
については、[資料 2 - 3](#) 参照

○計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、次期計画期間中に生じた新たな課題等については、必要に応じてプランの見直しを行い、対応します。